おしらせ版

山都町
YAMATO-CHO KUMAMOTO/JPN

年金相談日

ご希望の方は事前予約が必要です。
日時 5月8日午前10時～午後3時
場所 千寿苑
申込 熊本東年金事務所
（☎096－367－2503）
【音声案内①→②を押し、山都町年金相談予約とお申し出ください】
問合 健康ほけん課 ☎72－1295

春は食中毒に注意しましょう

行楽シーズンになると、気温が高くなり食中毒が起こりやすくなります。調理するときには、手洗いうがいの徹底や中心部まで充分に加熱するなど、食品の衛生的な取り扱いに一層心がけましょう。また、例年、有毒植物やフグなどの自然毒による食中毒も発生しています。見慣れない野草やフグなどの素人調理はしないようにしましょう。
問合 御船保健所衛生環境課
☎096－282－0016

そよう病院で代謝内科外来を開始します！

そよう病院では4月から毎週木曜日に代謝内科外来を開始しました。
代謝内科の代表的なものは、甲状腺疾患、糖尿病、脂質（コレステロール値）異常症、メタボリック症候群などの生活習慣病に関するものです。
糖尿病は、自覚症状がない、完治がないことが特徴です。気付かぬうちに網膜症、腎症、神経障害などの合併症へと病状が進行します。心筋梗塞や脳梗塞などの動脈硬化疾患に加えて、認知症とも密接な関係があると言われています。
治療の早期介入と血糖コントロールで合併症予防に努めましょう。
問合 そよう病院 ☎83－1122

離婚時の年金分割制度について

離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。
離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があるので、早めに、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターまでご相談ください。

【年金分割方法】
①合意分割 夫（妻）2人からの請求により、年金を分割できる。
年金分割割合は、2人の合意または裁判手続きによって決定される。
②3号分割 国民年金第3号被保険者であった方からの請求により分割できる。年金分割割合は2分の1ずつ。
問合 熊本東年金事務所
☎096－367－2503

熊本県立農大農作業安全講座（大特・けん引）受講生募集

一般農業者を対象としたトラクター等農作業安全の啓発及び運転操作技術の向上を図る講習が県立農大で行われます。講習後に大特・けん引（農耕車限定）運転免許の受験ができます。
対象者：①専業農家および第1種兼業農家の構成員の方、②県内の農業生産組織または農業生産法人の構成員、従業員の方などです。
65歳未満の認定農業者や、「人・農地プラン」で中心経営体に位置付けられている方は優先選定ができますので、申請の際に申し出てください。
募集期間 4月10日～5月11日
申込書等書類 農大のホームページからプリントアウトまたは役場農林振興課及び各支所
問合・申込書提出先 熊本県上益城地域振興局、農業普及・振興課
☎096－282－0305
※申込み受付等は上益城地域振興局まで

固定資産縦覧帳簿の縦覧の実施と固定資産課税台帳閲覧、課税台帳記載事項証明について

○固定資産縦覧帳簿の縦覧について
固定資産縦覧帳簿の縦覧は、納税者の方が縦覧帳簿（土地価格・家屋価格など）を縦覧し、ほかの土地や家屋の価格（評価額）と比較して、自己の土地や家屋の評価額が適正かどうかを確認することができる制度です。ただし、土地のみを所有している人は土地のみ、家屋のみを所有している人は家屋のみ、両方を所有している人は両方を縦覧することができます。
縦覧できる情報は、次の通りで、所有者名は記載されません。
・土地 所在・地番・地目・地積・価格
・家屋 所在・種類・構造・床面積・価格
対象者 固定資産税の納税者、納税管理人
必要書類 納税者・納税管理人本人と確認できるもの（運転免許証等）、本人以外の場合は、委任状が必要です。
※次の場合は縦覧できませんので、ご留意ください。
・山都町に固定資産を所有していない方
・資産を所有していて固定資産税が課税されていない方
・縦覧制度の趣旨以外の目的で縦覧する場合
期間 4月1日～6月30日 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

○課税台帳の閲覧と記載事項証明について
納税義務者は、固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を確認することができます。また、借地人、借家人の方も該当資産の閲覧ができます。ただし手数料がかかります。
対象者 固定資産税の納税義務者、納税管理人、借地人、借家人、賦課期日以降に資産を取得した人、固定資産の処分をする権利を有する管理人等（以上の方の代理人は委任状が必要です）
必要書類 対象者本人と確認できるもの（運転免許証等）、借地人・借家人は賃貸借契約書、賦課期日以降に資産を取得した人は登記済証または契約書、財産管理人はそれを証する書類等
場所 本庁税務住民課または各支所・税務住民係
問合 税務住民課 ☎72－1128

特定計量器の定期検査を行います

取引や証明に使用する計量器（特定計量器）は2年に1度、定期検査を受けなければなりません。
今年は、検査の年となりますので、特定計量器をお持ちの方は、受検されるようお願いします。
日時及び場所
4月23日
・午前10時～正午 馬見原公民館
・午後1時半～午後3時 役場蘇陽支所
4月24日
・午前10時～午前11時半 JA上益城清和支所 朝日事業所
・午後1時～午後3時 町営清和体育館
4月27日
・午前10時～午前11時半 JA上益城矢部支所 御岳野菜集荷場
・午後1時半～午後3時 JA上益城矢部支所 中島茶工場
4月28日
・午前10時～午後3時 中央公民館
対象 商品・農産物の売買、調剤、病院・学校等での身体検査、流通物資の集出荷、貨物の運賃算出などに使用する計量器
※家庭や飲食店等での食材計量、家庭にある体重計、工場・農業等での原料の配合用の計量器は対象外です。
費用（手数料） 1台 500円～2,200円
※種類で費用が違います。
問合 熊本県計量協会
☎096－367－7816
県産業技術センター計量検定グループ
☎096－368－2101

令和2年度前期「技能検定」国家試験が実施されます

技能検定は、働く方々の有する技能・知識を一定の基準より検定し、国として証明する国家指定制度で、技能に対する社会一般の評価を高め、働く方々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づいて実施しています。
受付期間 4月6日～4月17日まで
実施期間 6月8日～9月13日まで
合格発表 10月2日
詳細・問合 熊本県職業能力開発協会
技能検定担当 大塚・井
〒861－2202
益城町田原2081－10電子応用機械技術研究所内
☎096－285－5818
FAX 096－285－5812
URL http://www.noukai.or.jp

危険物取扱者試験案内

消防法の規定に基づき、令和二年度第一回危険物取扱者試験が次の日程で実施されます。
試験の種類 甲種、乙種第一類～第六類、丙種
試験日 6月7日
願書受付期間 書面申請 4月16日～4月23日
電子申請 4月13日～4月20日
試験地 熊本市・八代市・天草市・玉名市のいずれか
受験願書等の配置場所 （一財）消防試験研究センター熊本県支部、熊本市消防局・熊本県内の各消防本部及び熊本県総務部市町村・税務局消防保安課に配置しています。
問合 （一財）消防試験研究センター熊本県支部
熊本市中央区九品寺1丁目11番4号
熊本県教育会館4階
☎096－364－5005

障がいがある方を対象とした職業訓練生を募集します

介護職員初任者研修課程養成科の職業訓練生を募集します。高齢者・障がい者に対する知識理解・生活援助（介護技術）を習得し、修了後、就職支援を行います。
受講対象障がい 身体（視覚、聴覚、上肢、下肢、内部）、知的、精神、発達、難病、高次脳
定員 8名
募集期間 4月13日～5月29日
訓練期間 7月1日～9月30日
経費 テキスト代6477円（税込）程度
訓練場所 アンダンテ（合同会社オルケスタ熊本市東区尾上2丁目5－7）
ハローワークまたは熊本県立高等技術専門校☎096－297－9915

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時的に納付することができない場合、税務署に申請し、要件に該当する場合は、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、熊本東税務署（徴収担当）にご相談ください。さらに個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁 検索

ミツバチに対する農薬危害に気を付けましょう

これからカンキツ類の開花が始まり、ミツバチが訪花する時期になります。農薬を散布するときは、ミツバチに農薬による危害が生じないよう、近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画などの情報を事前に交換するとともに、ミツバチや巣箱に農薬がかからないよう十分注意しましょう。
また農薬はラベルでミツバチに影響のある薬剤かどうか確認し、使用上の注意事項に従い適正にご使用ください。
問合 県農林水産部農業技術課
☎096－333－2381
畜産課 ☎096－333－2401
または最寄りの各広域本部（地域振興局）農業普及・振興課まで